

# 英国若年無業者支援における民間事業者の役割の変化： 行政との関係性に着目して

岩 満 賢 次 (愛知教育大学障害児教育講座)

**要約** 本稿は、英国若年無業者支援の運営体制の変化を分析している。英国の現在の若年無業者支援は2001年の地域再生政策におけるコネクションズ・サービスを発端として形成されている。しかしながら、2010年の政権交代により、労働党政権から保守党を中心とした政権へ移行した。その際に、若年無業者支援の運営体制も変化し、国、地方自治体、事業者の役割は大きく変化している。具体的には、若年無業者支援の責任が学校と地方自治体に移管され、地方自治体が行うコミショニングのもとに、事業者は競争原理の中で事業を展開するようになっていく。事業者の競争原理には、地方自治体から事業を受託する際の競争入札とその評価に伴うものと、事業者と他事業者との関係性の間のサービスの売買という側面とがみられ、事業者の受託には大企業の参入も見られた。民間非営利組織は、地方自治体におけるガバナンスと共に、準市場の中でのアクターとしての役割が大きくなっている様相が見えた。

**キーワード**：地方自治体、コミショニング、民間事業者、競争

## 1. 研究の背景及び目的

本稿の目的は、英国若年無業者支援事業を取り上げ、その運営体制の再編の動向を明らかにすることにある。

我が国においても、生活困窮者の自立支援が目まぐるしく注目をされている。その中で、子ども若者育成支援対策推進法の子ども・若者支援地域協議会や生活困窮者自立支援法の子ども・若者自立相談支援事業のように、複数の機関によるパートナーシップの形成が求められている。このパートナーシップの考え方は、英国の地域再生政策から学習したものである。

英国では、前労働党政権下において、地域再生政策の中での若年無業者支援として、2001年より、各ネイバーフッドにコネクションズ・センターを配置した。この地域再生政策では、社会的排除への取り組みという視点から、パートナーシップ組織による意思決定の仕組みが重視され、筆者もコネクションズ・サービスのパートナーシップ構造に関する研究を行った(拙稿2012)。また、2000年代以降の地域再生政策や介護政策におけるガバナンスの研究は盛んである(山本2009, 山本2016など)。

しかし、2010年に誕生した保守党・自由民主党の政権下では、パートナーシップ組織の解体が行われ、その意思決定の在り方が変容している。コネクションズ・サービスは、国の地域再生政策の廃止に伴って、多くの地方自治体において廃止・縮小され、若年無業者支援の実施構造が変容している。

このようなパートナーシップ組織の解体は、若年無業者支援をどのような方向に向かわせているのだろうか。このようなことから、本研究では、英国の若年無業者支援の運営体制の変容を検証したい。

## 2. 研究の方法

本研究では、国の報告書を精査すると共に、ノーザンプトン市にある若年無業者の相談事業の責任者及び市の担当者に聞き取り調査を行った。2014年度には、若年無業者の相談事業の受託団体「コネクションズ・ノーザンプトンシャー」の管理者(8月21日(木)9時から10時30分)に聞き取り調査を行った。2015年度には、若年無業者の相談事業の受託団体「ホライゾン」の管理者(8月10日(月)14:00~16:00)及び「ノーザンプトン市役所の子ども家庭課」のコミショニング・マネジャー(8月11日(火)10:00~12:00)に聞き取り調査を行った。2016年度には、若年無業者の相談事業の受託団体「プロスペクト」の管理者(11月3日9:00~10:00)、「ノーザンプトン市役所の子ども家庭課」のコミショニング・マネジャー(10月31日14:00-15:00)に聞き取り調査を行った。

なお、「コネクションズ・ノーザンプトンシャー」は前労働党政権下でのコネクションズの組織であり、その後同事業の受託先が「ホライゾン」「プロスペクト」と年度ごとに変更している。ただし、聞き取り調査を行った各団体の責任者は同一人物であった。

倫理的配慮として、聞き取り調査にあたっては、事前に許可を得て訪問しており、同意を得た情報のみを聞き取っている。

## 3. 若年無業者支援政策と民間事業者の位置

### 3. 1 英国における若者の課題

英国においても、我が国と同様に、他の世代に比べ、若者の失業率は高い。国の統計(Marianne O'Neill & James Mirza-Davies 2016; 2-3)によると、2016年の8月から10月の四半期では、16歳から24歳の

失業者数は587,000人で、失業率は13.1%であった（失業者のうち求職中のもの<sup>1)</sup>。そのうち、12か月以上失業状態にある長期失業者数は、96,000人で、同年齢の失業者の16.4%を占める<sup>2)</sup>。

また、若年無業者（雇用、教育、訓練のいずれにもついていない無業状態の16歳から18歳<sup>3)</sup>）については、2015年度にイングランドで推計73,860人、同年齢人口の約4.2%を占めている<sup>4)</sup>（Department for Education 2015）。

### 3. 2 若年無業者支援の概観

この若年無業者支援は、1997年の前労働党政権の誕生を起点としている。1997年当時に労働党党首であったブレアは、格差是正、社会的排除対策を政権公約として掲げ、選挙を戦い、労働党政権を確立させた。労働党政権樹立後、社会的排除に取り組むための戦略的機関として、社会的排除対策局（Social Exclusion Unit）を設置した。また、1998年の社会的排除対策局による報告書「英国を一つにまとめる；近隣地域再生のための国家戦略（Bringing Britain together: a national strategy for neighbourhoods renewal）」を公表し、英国社会の格差問題に言及し、特に貧困地域における複合的な問題に取り組んだ（Social Exclusion Unit 1998：4）。このような状況のもと、前労働党政権下では、社会的排除を克服するための地域再生事業を展開しており、この地域再生政策の中に、若年無業者のような困難を抱える若者の支援の方策が含まれているのである。

若年無業者については、1999年に社会的排除対策局による報告書「格差是正：16歳から18歳の教育、雇用、訓練いずれにもついていない者への新しいチャンス（BRIDGING THE GAP: NEW OPPORTUNITIES FOR 16 -18 YEAR OLDS NOT IN EDUCATION, EMPLOYMENT OR TRAINING）」を発行し、その中で、義務教育終了後の16歳から18歳の間に、教育、雇用、訓練のいずれにもついていない若者への支援を強化することとなる。

このような政治的背景の下、2001年にコネクションズ・サービスが13歳から19歳（知的障害者や支援の必要性が高いものは24歳まで）の若者を対象として、義務教育終了後に若年無業者状態に陥ることを防止するための制度として開始された。

### 3. 3 若年無業者支援の実施体制の変遷

この若年無業者支援に関する制度は、設置後約15年が経過しているものの、その間に大きな変化を経験している。

2001年開始当時のコネクションズ・サービスは、行政区域でいうところのサブナショナルな位置づけのリージョン（Region）を区域として、パートナーシッ

プ組織を形成し運営していた（イングランドを47地域に区分）。各ネイバーフッドにコネクションズ・センターを設置し、各センターと学校にパーソナル・アドバイザーを配置し、若者の支援にあたった。設置当初より、若年無業者における国家の責任を重視し、予算措置を含め、国家責任で事業が展開された。

その後、2008年よりその運営の責任を地方自治体に委譲し、地方自治体単位にパートナーシップ組織を設置するようになった。ただし、制度の実施主体は国にあり、予算も国が持ち続けており、国から地方に配分されている。その配分は、人口比で均等に配分される一般供給分が70%、若年無業者状態にある若者の人数やディプリベーション指数の高い地域に配分される重点地域供給分が30%となっており、貧困地域に重点的に配分される仕組みになっている（Department for Children, Schools and Families 2008）。当時のコネクションズ・サービスの運営体制は、図1のようになっている。

政権交代後には、多くの地域再生政策が廃止される中で、コネクションズも国家予算からも廃止となり、多くの地方自治体において、コネクションズは廃止されていった。2012年には、大きな改革があった。まず、中学校（Secondary School）が、9歳から11歳の児童の公平かつ独立した職業指導を購入する義務が生じた。

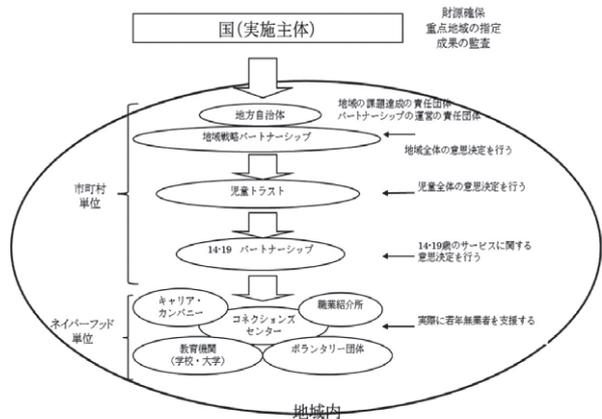


図1 前労働党政権下のコネクションズ・サービスの実施体制 出典：拙稿（2012）

他方で、地方自治体の法定の義務が変わり、重点化の必要なサービス（targeted service）の実施と若者たちの活動状況の追跡を行うこととなった。学校は事業者から必要なサービスを購入し、地方自治体は、法定の義務を果たすようコミッショニング<sup>5)</sup>を行うのである。すなわち、若年無業者の責任が、学校に委譲され、そして、学校に属さない人を地方自治体が責任を担うという二層構造になったのである。

### 3. 4 ノーザンプトン市の事例検討

ノーザンプトン市は、イングランドの中部に位置する地方都市である。2011年の人口は691,900人、人口の区分は、年少人口25%、生産年齢人口56%、老年人口19%と、人口構成上、比較的若年層の多い都市である。ロンドンへの通勤圏内でもあり、2001年から2011年の10年間で61,500人の人口増加が起こっている（増加率9.8%）。その中でも、過去10年間で5歳以下人口の増加率が19%、85歳以上の増加率が33%と若者と高齢者の双方の問題を抱えている（Northamptonshire County Council 2014）。

ノーザンプトン市の若年無業者状態にある若者人口数（2015）は、約1,130人（当該人口24,690人、構成比4.6%）、状況把握が出来ていない人は約2,073人（構成比8.4%）である。若年無業者状態にある若者の人数は、全国平均を若干上回るが、ほぼ全国平均並みである（Department for Education 2015）。

若者の支援には様々なレベルがあるが、ノーザンプトン市では、図2のような構造に分類し、支援を行っている。若年無業者の責任団体である学校は、主に第一層・第二層の対応を行う。学校に所属している若者を対象として、情報提供・助言・指導や職業指導などを中心とした支援を行っている。もう一つの責任団体である地方自治体を含めた公的機関は、第三層・第四層など学校に属していなかったり、学校での支援に限界のある若者の支援を行っている。

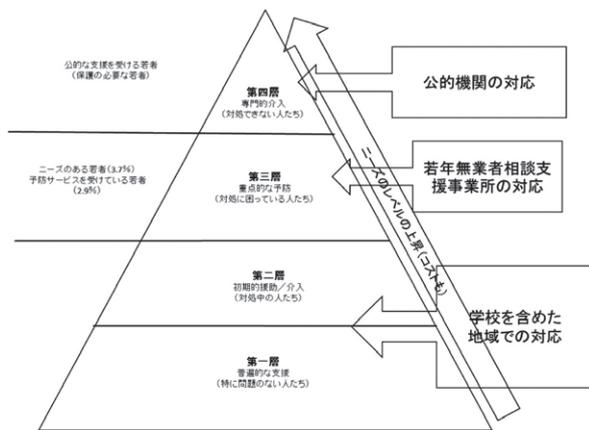


図2 ノーザンプトン市における若年無業者支援体系  
出典：Northamptonshire Children & Young People's Partnership (2013：19) を元に作成

中央政府より、2014年9月に「健康の不等性に取り組む地域アクション：若年無業者数を削減する」(Public Health England 2014) が刊行され、若年無業者支援には、早期介入を重視するようになった。ノーザンプトン市においても、地方自治体の計画「児童、若者、家族のためのコミッショニングの方向性」(2015-2017) の中で、若年無業者への早期介入を打ち

出している。

その早期介入が行われる背景には、若年無業者支援における有用性もあるものの、地方自治体の財政難が大きな影響をもたらしている。現保守党政権誕生以降、社会保障費は急激な削減を強いられている。子ども・若者支援においても、図2の第四層が地方自治体の当該分野の予算の68%、第三層が27%を占めている(Northamptonshire County Council 2015)。早期に介入を行い、ニーズ及び費用の高い第三・四層に向かわせたくないという意図も見られる。

そのような要望の中、若年無業者支援を受託する団体は、競争入札で選ばれるようになってきている。2014年までは、ノーザンプトンシャー・コネクションズという労働党政権下のコネクションズを担っていた団体が当該支援を担っていた。2015年には競争入札によりホライズンが受託したが、2016年からはノーザンプトン市が新しい地方自治体計画を策定し、早期介入を中心とした新しい体制に移行したため、再度入札が行われ、プロスペクトが受託した。

ノーザンプトンシャー・コネクションズは、前労働党政権下でのコネクションズ・サービスを担っていた団体であり、ノーザンプトン市自治体所有の民間非営利有限会社であった。ホライズンは、市から独立した民間の非営利組織であった。プロスペクトは、ヨーロッパ諸国で活動する子ども・若者の教育や就労を支援する企業である。

これらの団体は、ノーザンプトン市の管理の下、若年無業者支援を行っており、特に第三層に属する重点化されたニーズのある若者や予防サービスを受けている若者たちを支援する「重点化されたサービス」を行うことにより、ノーザンプトン市の業務を実施している。また、それ以外には、ユニバーサルサービスとして、学校や職業訓練の団体やその他の若年無業者の団体に自分たちのサービスを販売しており、活動している(表1)。

表1 若者支援事業者のサービス内容

ユニバーサルサービス
担当：ユニバーサル・ラーニング・プロバイダー・チーム
サービスの内容：
<ul style="list-style-type: none"> <li>若者、保護者、ケアラーに対する情報提供、助言、指導</li> <li>キャリア教育</li> <li>就労関連や起業に関する教育</li> <li>質の保障と継続的な専門性の開発</li> <li>目標の分析</li> </ul>
予算：£415,000
重点化されたサービス

担当：カウンシルとの委託契約（カウンシルの義務的活動）  
 サービスの内容：  
 ・ 若者の若年無業者状態の予防  
 ・ 若年無業者状態の若者の割合の減少  
 ・ 知的障害児者のアセスメント（Section 139a assessments）の実施  
 ・ 16-17歳の給付につなぐ活動  
 ・ 若者の状態を追跡するデータベースの管理  
 予算：£2,964,000

出典：Connexions Northamptonshire の“Connexions Business Plan 2012/13”を元に作成

これらの若年無業者の実施体制は、図3の通りである。学校と地方自治体それぞれに法定の通達が存在しており、それぞれの法定業務が存在している。ノーザンプトン市には、47の中等学校とカレッジ等が存在しており、それぞれの学校で情報提供・助言・指導などの支援を行っている。他方で地方自治体の業務には、直営で実施しているサービスと、委託して実施している業務がある。また、独自にサービスを購入して実施しているサービスもあり、47全ての学校と契約し、学校に若年無業者支援のサービスを提供している。また、それ以外の地域の若者支援機関（非行少年の支援を行う団体や障害児を支援する団体など）とも契約を行う場合もあり、多様にサービスを販売しながら、組織を運営している。

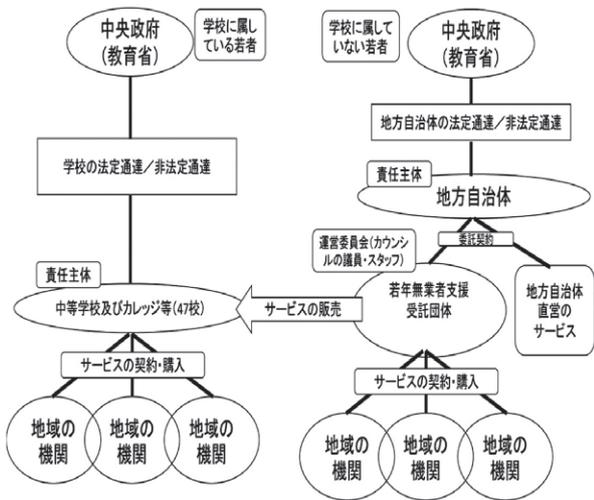


図3 ノーザンプトン市における若年無業者支援事業の運営の体制  
 出典：聞き取りをもとに、筆者作成

また、地方自治体との契約も競争にさらされている。プロスペクトが競争入札で受託を勝ち得た際にも3社による競合であったが、その指標は価格のみならず、その成果や質にもあった。委託契約にあたっては、表2

のように詳細な成果指標が求められており、行政への報告も四半期ごととなっている。プロスペクトと地方自治体の契約は2年間であり、業績に応じて1年間の延長が認められる（地方自治体担当者へのインタビューによる）。

ノーザンプトンシャー・コネクションズの事業計画（Business Plan）では、自身の組織を、非営利組織としながらも、マーケット主導な持続可能な会社（market-led, sustainable company）と位置付けている（p. 4）。利用者や関連団体（学校を含む）は顧客・消費者（customers and consumers）と位置付け、自身のサービスを販売することにより、カウンシルとの委託契約外のサービスを実施し、組織を経営している（p. 6）<sup>6)</sup>。そのサービスの販売の指標となっているのが、目標値（Target）であり、具体的に若年無業者支援の成果を示す指標として、NI117という指標を用いている。この指標は、16歳から18歳の若者が若年無業者状態であるかどうかを示す全国的な指標である<sup>7)</sup>。

このように、受託団体と利用者、関係団体との関係がパートナーという関係から、事業者・購入者という市場的な要素の強い関係に変化しつつある。ただし、受託団体は契約・販売・購入という用語は用いるものの、学校が資金を用意できない場合は、学校の負担なしで実施する場合もあり、純粋なる市場とは異なる要素も存在している。

#### 4. 若年無業者支援の課題：民間事業者との関係から

上記のように、英国の若年無業者支援の体制は、現政権誕生後、大きな変化をもたらしている。

その中でも、市場の原理が拡大し、若年無業者支援の事業を受託する事業者の様相が変化してきている。英国の介護を中心としたソーシャルケアに市場の原理が入ってきている（山本 2009：山本 2016）一方で、それが若年無業者支援の領域にまで拡大していると言える。それに伴って、行政の在り方も変容している。

前労働党政権下では、明確に国家責任でコネクションズ・サービスを実施していた。その背景には、若年無業者の主なリスクとして、「教育上の未達成と教育からの離脱」と「家族の社会的不利や貧困」といった、義務教育終了までの教育状態や養育状態への国家のみ対応があったとしていた（Social Exclusion Unit, 1999：24）。そのため、全国にコネクションズ・センターを設置し、全国に予算を配分していた。

現政権下では、国家が通達を出してはいるものの、国家責任ではなく、学校や地方自治体の責任としており、コネクションズなど若年無業者支援の取り組み

は、国家責任では行われなくなっている。若年無業者状態に陥っているものが、国家の構造的な要因ではなく、第一義的には学校という教育的な要因に矮小化されている。

我が国においても学校現場においてキャリア教育などに取り組み、若年無業者を予防する動きがある。しかし、若年無業者という課題はどこから生まれるのかということを考える際には、国家の社会経済体制の方向性とその役割は大きいものと考えられる。

また国家に対する民間非営利組織の役割も大きい。前労働党政権下では、若年無業者を実施するにあたり、2001年開始当初はリージョンレベルにおいて、2008年改正以降は地方自治体レベルにおいて、重層的なパートナーシップ組織を形成し、その運営を行ってきた。そこでは、民間非営利組織が意思決定に参加し、地域全体で貧困対策に取り組む構造が存在した。

現政権下では、そのパートナーシップ組織が解体され、学校と地方自治体による運営に代わっており、民間非営利組織は、意思決定への参加ではなく、具体的な供給の担い手として、営利企業と競争を強いられ、最終的に競争入札に敗れ、大規模な営利企業が参入する結果となっている。成果支払い方式(payment by result)をとる様々な公共サービスにおいても、行政からの入札において営利企業との競争が激化しており(遠藤 2015:31-33)、今回取り上げた若年無業者支援の相談事業のような成果支払い方式を採用していないものにおいても同様の傾向がみられた。

英国では、民間非営利組織の長い伝統があり、公共サービスの大きな担い手とされてきた。若年無業者のような福祉的サービスにおいても長い伝統があるが、政権ごとにその民間非営利組織に対する政策は大きく変化している。1997年に誕生した前労働党政権下では、民間非営利組織に対する政策的な位置づけは大きなものがあつた。原田(2013:159-163)によると、前労働党政権下における民間非営利組織<sup>8)</sup>政策には、「パートナーシップ政策の系譜」と「事業化・起業家支援の系譜(サービス供給能力強化の流れ)」があつたとしている。

現政権下では、「ビッグ・ソサエティ(Big Society)」を標榜しているが、これらは、前労働党政権下の「パートナーシップ政策の縮小」と「事業化・起業家支援の系譜(サービス供給能力強化の流れ)」の拡大として見ることもできる。しかし、これらの政策の基本的な思想が大きく異なっており、現政権下では、保守党の「小さな政府志向」「個人、家族、地域社会自助・共助などの強化」のもとに運営されているとしている。その結果、「連立政権下のサードセクター政策は、個別の施策レベルでは労働党政権時代からの延長線上に位置づけられるものばかりであるにもかかわらず、政策の重点化によって、そのコンセプトは似て非なる

ものになっている」(ibid:163)といえる。

とりわけ、受託団体の運営や社会的企業の台頭で見られるように、マーケットの中で自分たちのサービスを販売し、経営を成り立たせていくという、パートナーシップという連帯ではなく、サービスの売買という市場的な関係性に変化していることが分かる。すなわち、地方自治体がコミッションングの役割を担いながら、事業者間での競争入札やサービスの売買が行われるという、準市場が形成されているといえる。民間非営利組織は、営利事業者との同等の競争が求められるようになっているのである。

## 5. まとめ

前労働党政権下では、地方自治体は責任団体としての役割を担い、学校や関連機関をパートナーと位置づけ、意思決定を行っていたが、現体制下においては、学校と地方自治体にそれぞれの責任が課されるようになっており、その意思決定に住民や関連機関が関与できる要素がなくなっている。その結果、学校の法定の事業は、地方自治体の管理ではなくなっている。他方で、地方自治体の所管する若年無業者支援事業は、公選の議員により構成された委員会により監督されるようになってきており、民間非営利組織などとのパートナーシップ組織の構造は縮小している。

また、法定の事業については契約による委託となっている。それ以外のサービスについては、各団体からサービスを購入するコミッションングの形態をとっている。

ジョンソン(2009)は、ソーシャルケアの領域において「確かに競争は激化したが、利用者の選択はそれほど広がらなかった」としているが、この若年無業者支援において、このことが起こるのかどうかは今後の課題としたい。今後は、準市場や社会的企業が台頭する中で、民間非営利組織が地域の中でどのように位置づけるべきであるのか、という点を検討していきたい。

表2：ノーザンプトン市における若年無業者支援の委託契約の中心となる成果指標

(量的指針)

アウトカム	中心となる成果指標	備考
若年無業者及びそのリスクにある者への支援	当該期間に見られる若者数のうち ・若年無業者数 ・若年無業者のリスクのある者の数	
	若者の人口学的側面 ・年齢構成 ・ジェンダー ・民族性 ・郵便番号	
	支援の傾向 ・知的障害のアセスメント／教育、医療・介護計画 ・就業者への助言・情報提供。行動計画に基づき行う ・給付 ・履歴書作成の支援 ・面接の準備	
	他組織への照会の程度（組織の特性を含む）及び照会の目的	
	行動計画 ・生産数 ・期間内のレビュー	若者との3か月以内の活動 3か月ごとの進捗報告
	支援を受けた若者数 ・教育：教育の達成やコースの詳細 ・訓練：訓練の達成やコースの詳細 ・訓練付き雇用：雇用と訓練の達成及びコースの詳細（該当する場合） ・雇用：地域／全国の雇用主の詳細	
能力を高められる若年無業者及びその家族の肯定的なアウトカム	介入により達成したアウトカム ・雇用／ボランティア活動の数 ・教育の数 ・訓練の数 ・徒弟制度の数 ・アウトカムなし（詳細を記す：参加の拒否、活動中、仕事・教育・訓練などができない）	・達成される肯定的なアウトカムの割合は現在の若年無業者率を下回らないこと ・少なくとも80%の若年触法者が若年無業者でないようにするという地方自治体の目標値に寄与すること ・少なくとも55%のケアリーバーが若年無業者でないという地方自治体の目標値に寄与すること
	「状況を把握できていない」者の数 （過去から前進した者を分ける）	
	フルタイムの教育、雇用、訓練に参加している若者	
	9月保証 ・資格のある若者の数 ・申し出のある若者、申し出のない若者、現時点での申し出のない若者の数 ・申し出へのフォローアップ、無業者でない者の詳細	
	期間内に「追跡」している若者 ・最終的なアウトカム（若年無業者と若年無業者でない者の数、雇用・訓練の数とを分ける）	

子どもの声を聴くこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談を受けた若者の数（公式もしくは非公式に）。フィードバックの詳細を共に提出すること</li> <li>・若者からのフィードバックの結果としてのサービスの改革</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的・継続的なフィードバックが行われなければならない。加えて、より広いフィードバックのセッションや若者の意見をより示さる機会を少なくとも年に1回用意すること</li> <li>・相談への参加・分析の証拠、もしくは受けたフィードバックの例を含めること</li> </ul>
------------	--	--

(質的指針)

パートナースhip活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他のサービスや地域の雇用主へのつながり</li> <li>・どの事業、プロジェクト、機関、学校、その他のサービス提供者がこの地域とつながりをもっているのか、これらのつながりの目的、利益、アウトカムは何であるのか</li> </ul>	
質保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高いサービスを提供するために用いている手法に関する情報を提示すること</li> <li>・本四半期の進捗と次期四半期の主要活動</li> <li>・本四半期に行われた詳細と主要な達成、及び次期四半期の優先事項・主要な活動を明らかにすること</li> <li>・リスクマネジメント：想定されるリスクを明確にし、既に特定されているリスクをマネジメントとすること</li> <li>・セーフガーディング：取り決めのモニタリング・レビュー。浮上した問題とその解決方法の詳細を提出すること。</li> <li>・不満・苦情：不満・苦情の件数とその詳細を提出すること</li> </ul>	提供者による定期的な質保証のセッション
ニーズ不適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この四半世紀で明らかとなった不適合ニーズのリストを提出すること。この解決方法に関する情報を共に提出すること</li> </ul>	

出典：ノーザンプトン市とプロスペクトの委託契約の仕様書（specification）より筆者作成

脚注

- 1) このデータには、修学中の者（young people in full-time education）も含まれており、その数は403,000人である。修学中の者を除いた失業率は、11.8%である。また、169万人が求職・経済活動を行っていないことも報告されている（Marianne O'Neill & James Mirza-Davies 2016:2）。
- 2) 我が国の2015年の15～24歳の失業者数は29万人、失業率は5.5%である（内閣府、2016：228）。
- 3) 我が国で用いられている若年無業者（いわゆるニート）とは定義が異なっている。例えば、内閣府が刊行している「平成28年版 子ども・若者白書」に基づく、「15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者」として統計を行っている。我が国の統計に基づく、2015年には56万人、15～34歳人口に占める割合は2.1%となっている（内閣府、2016：76）。
- 4) このデータは、状況を把握されている者だけであり、8.2%は状況を把握できていないとされている。
- 5) コミッショニングとは、英国の準市場における公共サービスを安定させるための地方自治体の役割を示す際に用いられる用語であり、直営でサービスを運営するのではなく、ニーズの明確化と優先順位の設定、委託契約とモニタリングを主たる目標とする（山本 2009：142-145）。
- 6) この背景には、政権下における、社会保障を中心とした地方自治体への予算配分の大幅な縮小がある。現政権下では、2014年度までの5年間で総額810億ポンドの大規模な歳出削減策を打ち出した。社会保障予算の削減も大きく、180億ポンドを削減する方針を示し、実行している（樋口 2013：5）。
- 7) Department for Communities and Local Government (2009) を参照。
- 8) 原田は、サードセクターという用語を用いているが、本稿では、サードセクターと民間非営利組織を同じ意味で用いている。

## 参考文献

- ・ Connexions Northamptonshire (2012) *Connexions Business Plan 2012/13*.
- ・ Department for Children, Schools and Families (2008) *CONNEXIONS GRANT FUNDING FORMULA FOR USE POST APRIL 2008*.
- ・ Department for Communities and Local Government (2009) *National Indicators for Local Authorities and Local Authority Partnerships: Updated National Indicator Definitions*.
- ・ Department for Education (2015) *Proportion of 16-18 year olds NEET: 2015*.
- ・ 遠藤知子 (2015) 「公共サービス政策と社会的企業：イギリスの事例から」 牧里毎治監修『これからの社会的企業に求められるものは何か：カリスマからパートナーシップへ』 ミネルヴァ書房, 22-43頁。
- ・ 原田晃樹 (2013) 「サード・セクターと政府セクターの協働」 藤井敦史ら編著『闘う社会的企業：コミュニティ・エンパワメントの担い手』 勁草書房, 144-175頁。
- ・ 樋口英夫 (2013) 「特集：グローバル景気後退と各国の失業者支援政策 イギリスの失業者支援政策」『海外社会保障研究』 No. 183, 4-16頁。
- ・ 岩満賢次 (2012) 「日英の若年無業者支援の実施体制とローカルガバナンスの関係～地域若者サポートステーションとコネクションズ・サービスに着眼して～」『中国・四国社会福祉研究』（日本社会福祉学会中国・四国ブロック編），創刊号, 10-21頁。
- ・ Johnson, Norman, 山本隆監訳 (2009) 「イングラントにおけるコミュニティケアの新展開」 井岡勉・埋橋孝文編著『地域福祉の国際比較－日韓・東アジアの探索と西欧モデルの比較－』 現代図書, 125-140。
- ・ Marianne O'Neill & James Mirza-Davies (2016) *BRIEFING PAPER Youth Unemployment Statistics, Number 5871, 14 December 2016*.
- ・ 内閣府 (2016) 『平成28年度版 子ども・若者白書』。
- ・ Northamptonshire Children & Young People's Partnership (2013) *Northamptonshire Children & Young People's Plan 2013-2015*。
- ・ Northamptonshire County Council (2015) *Commissioning Intentions for Children, Young People and Families, 2015 - 2017, October 2015*.
- ・ Northamptonshire County Council (2014) *Equality Duty Information Report, Business Intelligence and Performance Improvement*。
- ・ Public Health England (2014) *Local action on health inequalities: Reducing the number of young people not in employment, education or training (NEET) Health Equity Evidence Review 3: September 2014*.
- ・ Social Exclusion Unit (1998) *Bringing Britain together: a national strategy for neighbourhoods renewal*, London.
- ・ Social Exclusion Unit (1999) *BRIDGING THE GAP: NEW OPPORTUNITIES FOR 16 -18 YEAR OLDS NOT IN EDUCATION, EMPLOYMENT OR TRAINING*.
- ・ 山本隆 (2009) 『ローカル・ガバナンス：福祉政策と協治の戦略』 ミネルヴァ書房。
- ・ 山本恵子 (2016) 『英国高齢者福祉政策研究：福祉の市場化を乗り越えて』 法律文化社。

本研究はJSPS科研費24730497及び15K17214の助成を受けたものです。